

日本共産党の光永敦彦です。

ただいま議題となっております、第一号議案「令和5年度京都府一般会計補正予算（第3号）」について、賛成の立場で討論を行います。

はじめに、台風7号で被災され被害を受けられた皆さんにお見舞いを申し上げます。また、被災者支援や復旧に向け奮闘されている府職員やボランティアの皆さんはじめ関係されている皆さんに敬意を表します。

まず、被災された方や子どもたちに寄り添ったメンタルヘルス支援が、特に子どもたちは、学校にゆだねられている場合があり、それだけでは回数が少ないなど、夏休み明けで心配の声をお聞きします。ぜひ寄り添った丁寧で一定のスパンでの支援を要望します。

党府議団は発災直後から全員が被災地に入り、調査を行い、これまで3度にわたり申し入れを行いました。地球沸騰ともいわれる異常な酷暑と、台風や短時間集中豪雨などこれまでの経験では推しはかれない事態が各地で広がりました。今回の被害では、谷筋の山が豪雨により流木とともに流出し、それにより河川や水路が土砂等であふれ家に流入するというもので、災害救助法は速やかに適用されたものの、今の基準では、現在のところ、家屋の全壊件数の基準等を満たさないため、激甚災害や被災者生活支援法が適用される見込みがないといわれています。

こうした中、提案された補正予算は、被災者の生活再建支援や中小企業・農業者の復興支援、社会基盤文化財等の災害復旧となっております。例えば、被災地支援プログラムの応募期限を、「稲刈りの時期に重なるため延長してほしい」という声もあり、京都府も募集期限を12月28日まで延長され、また災害査定が終わるのを待つことなく復旧事業が進められようとするなど、きめ細かく取り組まれようとしております。

一方、被災者生活再建支援法が適用されなければ、京都府の「地域再建被災者住宅支援事業」も活用できず、その結果、床上浸水79棟への支援策がありません。さらに289棟にもものぼる床下浸水家屋には、市のお見舞い金はありますけれども、復旧にむけた支援策はありません。そのため、被災者生活再建支援法の適用要件の見直しが必要です。また、京都府の「地域再建被災者住宅支援事業」は、災害によりお住まいになっておられない住宅が放置されるなど、地域そのものの存続にも重大な影響がでるため、その名のおり支援法適用にかかわらず、適用できるよう決断を強く求めるものであります。また、自宅敷地内に流入した土砂や流木の処理は、家族やボランティアにゆだねられており、また農地も同様です。ボランティアも限界があり、さらに局所的な被害のため、その深刻な実態が全体に伝わっていないというのも大きな課題です。そのため地域の存続という観点から、ボーダーレスな支援策を建設業協会や地元業者さんらの力を借りて取り組みが進められるよう、制度の見直しや発展させることが必要と考えます。

また、これからさらに被害の実相が明らかになる農業も、さらに中小企業や自営業の方々も、被災を機に事業継続をあきらめる方が決して出ないよう、伴走型の相談体制をとっていただくとともに、すみやかな復旧にむけた抜本的支援策が講じられるよう改めて求めるものです。

さらに、保安林でない山も含め土砂崩れの実態把握や抜本的な対策は、市や府、国と連携して取り組む必要があります。その点、災害復旧への支援のみならず、日頃からの防災対策を計画的に進める上でも、部局を超えた防災対策や地域づくりを進めるため、かねてからわが党議員団が求めてきた振興局を元にもどすことと一体の体制強化の検討が必要になっています。その点も強く求めておきます。

なお、災害復旧は現状復旧のみならず、同じ個所が被害を受けている歴史的経験からも、改良復旧も含めた対応や、文化財等への復旧支援、私の地元左京区花脊の重要文化財・峰定寺をはじめ分際の復旧に、文化庁と連携していただくなど強く要望して賛成討論とします。ご清聴ありがとうございました。